



令和8年度 東松島市重点対策加速化事業補助金

太陽光発電設備

市民:7万円/kW(出力10kW上限)
事業者:5万円/kW(出力50kW上限)

蓄電池

市民:設置費用の1/3(出力10kWh上限)
事業者:設置費用の1/3(出力50kWh上限)

EMS(エネルギーマネジメント)

市民:設置費用の2/3(上限額20万円)
事業者:設置費用の2/3(上限額133.3万円)

ソーラーカーポート

市民:設置費用の1/3
事業者:設置費用の1/3

EV・PHEV

市民:蓄電容量×1/2×4万/kWh
(上限額 経産省CEV補助金の銘柄ごとの交付額)

EVコンセント・V2H

市民:設置費用の1/2
(上限額 充放電設備75万円・充放電設備35万円)

高効率空調設備

市民:設置費用の1/2(上限額5万円)

※1世帯あたり各1台

高効率給湯器

市民:設置費用の1/2
(上限額 エコキュート・エコワン 25万円
エネファーム 40万円)

※1世帯あたり各1台

補助金交付までの流れ

交付申請書提出

審査

交付決定通知

契約・工事着手

工事完了

実績報告書提出

審査

金額確定通知

補助金交付

詳しい要件等はHPにある手引きをご覧ください

下記までお問い合わせください!

【お問合せ先】

東松島市役所 企画部 SDGs・脱炭素社会推進課
〒981-0503

東松島市矢本字上河戸36番地1

TEL:(0225)82-1111

FAX:(0225)82-1124

E-Mail: gx@city.higashimatsushima.miyagi.jp



だったくん

補助対象設備	要件等
①太陽光発電設備 (自家消費型)	<ul style="list-style-type: none"> ・FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと ・法定耐用年数を経過するまでの間、Jクレジット制度への登録を行わないこと ・30%以上を自家消費すること。事業者は自家消費する電力を含めて50%以上を県内の需要家が消費すること。
②ソーラーカーポート	<ul style="list-style-type: none"> ・FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと ・法定耐用年数を経過するまでの間、Jクレジット制度への登録を行わないこと ・30%以上を自家消費すること。事業者は自家消費する電力を含めて50%以上を県内の需要家が消費すること。
③蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・①又は②の付帯設備であること。 ・家庭用20kWh以下：15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下であること。 ・業務用20kWh超：19.0万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下であること。 ・家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh（いずれも工事費込み・税抜き）となるよう務めること。 ・停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと
④EMS (エネルギーマネジメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・①又は②の付帯設備であること。
⑤EV・PHEV (電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)	<p>以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①又は②の付帯設備であり、原則再エネ発電設備と接続して充電を行うこと。 ・車両の走行による想定年間消費電力量をまかなえる、再エネ発電設備との接続、又は再エネ電力証書、又は再エネ電力メニューから電力調達を行うこと。
⑥充電設備・充放電設備 (EVコンセント・V2H)	<p>以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①又は②及び、⑤の付帯設備であり、原則再エネ発電設備と接続して充電を行うこと。 ・車両の走行による想定年間消費電力量をまかなえる、再エネ発電設備との接続、又は再エネ電力証書、又は再エネ電力メニューから電力調達を行うこと。
⑦高効率空調設備 (エアコン) ※交換のみ対象	<p>従来の機器等に対して30%以上の省CO2効果が得られるもの。 ※HP内にある、CO2計算シートで対象になるか確認してください。</p>
⑧高効率給湯設器	<p>従来の機器等に対して30%以上の省CO2効果が得られるもの。 ※HP内にある、CO2計算シートで対象になるか確認してください。</p>
【各設備共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・市民又は市内の事業者であること。 ・同一世帯(自らを含む)に同一設備の補助金の交付を受けた者がいないこと。 ・市税等を滞納していないこと。 ・関係法令に遵守した設備であること。商用化され、中古設備でないこと。 <p>その他にも要件がありますのでHPにある手引きをよくご確認ください。</p>

※全ての各設備の設置前後の写真が必要になります。
詳しくはホームページをご確認ください。